



大阪市企業

人権NEWS

第41号

発行：大阪市企業人権推進協議会／〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号

公正採用選考人権啓発 推進員の役割



大阪労働局職業安定部
職業対策課長 廣瀬 英美

大阪市企業人権推進協議会の皆様におかれましては、平素より公正採用選考システムの確立をはじめとした当局並びにハローワークの業務運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

公正採用選考人権啓発推進員制度につきましては、昭和52年に前身制度である企業内同和問題研修推進員制度を当時の労働省が制定して以降、今年で45年という節目の年となります。

現在、大阪においては常時雇用する従業員が25名以上の事業所に公正採用選考人権啓発推進員(以下「推進員」という)を選任いただくこととしており、多くの推進員の皆様には企業における公正採用選考システム確立の中心的存在として取り組んでいただいているところです。

しかしながら、本人に責任のない事項について聞いたり、書かせたりといった就職差別に繋がる恐れのある事象が今なお発生しており、残念なことに推進員を設置している企業であるにもかかわらず違反事象を発生させているケースも散見されます。

推進員の皆様におかれましては企業内における公正採用選考システム等の確立を図るため、自らが、ハローワークなどが実施する研修等を通して、公正な採用選考や同和問題などの人権問題に関する正しい知識を深めていただくだけでなく、他の採用担当者や従業員にも公正な採用選考について正しく理解いただき認識を深めて

いただくために、企業内における研修等の企画やその開催などを企業の先頭に立って進めていただくことも重要な役割です。

ダイバーシティという言葉が使われ始めて久しいですが、企業活動を行っていく上で、多様性の尊重ということが重要なキーワードとなっており、多様性を受け入れるためには、正しい知識と理解が必要不可欠です。

また、昨今、CSR(企業の社会的責任)の観点からも、サプライチェーンも含め企業における「人権尊重」や「差別撤廃」に対する取組が重要視されているところであり、社会を構成する一員として、このような問題を発生させない取組が重要であることは言うまでもありません。

我々行政職員としても常に最新の情報や社会の動きにアンテナを張り、対応していくことが必要であるとの認識の下、府内全ての企業において、公正採用選考システムが確立されることを目指して、取組を進めて参りたいと考えておりますが、推進員の皆様には、積極的に公正な採用選考や人権問題等に関する正しい知識の習得に努めていただくとともに、その知識を企業内で共有していただくために効果的な研修の実施に向け取り組んでいただきますよう繰り返しお願いいたします。

最後になりますが、貴協議会及び各会員企業様の益々の御発展を心より祈念いたしますとともに、今後とも公正採用選考システムの確立に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

人権が守られる社会を応援します 大阪市企業人権推進協議会

私たちの主な活動

- ①啓発研修会、講演会の開催 ②人権情報の発信 ③研修企画、資料、教材の紹介
④地域における各種啓発事業への協力 ⑤就職差別撤廃月間等の街頭啓発活動

大阪市企業人権推進協議会 2022年度の体制と主な活動方針

■活動基本方針

- ・人権を尊重した明るい社会づくりのために、さまざまな人権問題に取り組む企業組織として、組織の充実と活動の強化を図る
- ・経営環境が厳しいなか、人権を尊重した企業経営の確立を促進するため、人権と経営の両面に役立つ事業活動に取り組む



■重点活動方針

- ① 組織力の強化
- ② 事業活動の活性化
- ③ 会員事業所の維持拡大
- ④ 大阪市委託事業の推進
- ⑤ 関係機関、関係団体との連携・協力の推進

2022年度 役員体制

会 長	住友電気工業(株)	中央区支部	副 会 長	(株)ダイエー	北区支部
総括(企画)担当副会長	住友電気工業(株)	中央区支部	副 会 長	のぞみ信用組合	中央区支部
総括(運営)担当副会長	関西ペイント(株)	中央区支部	副 会 長	(株)クボタ	浪速区支部
副 会 長	損害保険ジャパン(株)	中央区支部	副 会 長	大同生命保険(株)	西区支部

5月17日(火)ヴィアール大阪で本部総会が開催されました。この2年間は、新型コロナウイルス感染症のため、書面開催をしていましたが、今年度は、感染予防の観点から各支部代議員は支部長に委任状を提出のうえ、総会には代議員59名が出席し(委任状132名)、議案書に沿って提案された全ての議案が全代議員の賛成により、可決、承認されました。具体的な活動方針は、次のとおりです。

1 組織力の強化

- ・本部体制の強化を図り、区支部幹事企業の拡大等、区支部組織強化に向けた支援を行う。
- ・円滑な区支部活動のために、新任支部長・区支部役員に対する各種支援を行う。
- ・効果的な区支部活動のために、区支部の財政についてフォローする。
- ・「区支部運営マニュアル」にそった区支部体制を確立・維持する。
- ・副会長会議、本部幹事会等、本部の取り組みにおける事務局機能を強化する。
- ・ホームページについて、組織力強化に向けた活用の推進を図る。

2 事業活動の活性化

- ・全会員対象に満足度・効果の高い研修事業を推進する。
- ・区支部における事業活動に対するサポートを継続する。
- ・積極的に会員特典・会員サービスの情報を提供し、会員企業に満足度の高い会員サービスを提供する。
- ・啓発視聴覚教材(DVD)を充実し、貸し出し事業の更なる活性化を図る。
- ・大阪市委託事業の取り組みを強化し、研修事業者として大阪市、その他関係機関並びに社会からの信頼が得られる事業活動に取り組む。

3 会員事業所の維持・拡大

- ・大阪府開催の公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」に参加する非会員に対する加入勧奨を推進する。
- ・研修事業に参加する非会員に対する加入勧奨活動を推進する。
- ・区支部総会実施時に議案書とともに当協議会の活動情報等を配布し、積極的なPRによる退会防止を図る。

4 大阪市委託事業の推進

- ・人権啓発基礎講座、人権啓発スキルアップ講座、経営層人権啓発講座、労務・人権啓発ブロック別講座など「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の推進を目的とした市内企業・事業所等への「企業啓発推進事業」を推進する。実施に当たっては、対面形式を基本に一部はオンライン形式で開催する。

5 関係機関、関係団体との連携・協力の推進

- ・大阪市人権啓発・相談センター、市内区役所等との連携強化に取り組む。
- ・大阪府、大阪労働局、大阪市内公共職業安定所等の行政機関や(一社)部落解放・人権研究所、(一財)大阪府人権協会、大阪企業人権協議会等の人権啓発・研究団体とは定期的に情報交換を行い、必要な事業連携・協力関係を維持する。



本会の組織運営・発展に貢献された企業 ならびに功労者への会長表彰

5 月 17 日、本部総会会場において、多年にわたり本会の組織運営・発展に貢献されました会員事業所ならびに個人に賀須井会長から表彰状が贈られました。

● 功労企業

フルタ製菓株式会社(生野区)

● 功労者

林 義紘(日産大阪販売株式会社 西区)

濱本 寿(株式会社共和 西成区)



会長表彰の対象

功労企業：大阪市企業人権推進協議会の会長、副会長、本部幹事、区支部長として 4 年以上活動している事業所
功 労 者：大阪市企業人権推進協議会の会長、副会長、本部幹事、区支部長として 3 年以上任に就かれた個人

本部総会記念講演に参加して

『職場におけるパワハラ防止と メンタルヘルス対策』

講師：一般社団法人日本産業カウンセラー協会 関西支部 シニア産業カウンセラー

田中 晶子さん

講師の最初の問いかけは「心はどこにあるのでしょうか」というものでした。心臓あたりをイメージすることが多いのですが、脳の中にあるのでしょうか。受けた扱いや状況を脳が判断して心が痛んだり、幸福を感じたりするはずです。最近「ピラミッドとミイラ」について博物展示が行われ、最新の技術で解析した結果を表示していました。ほとんどは臓器類をすべて処理しますが、中には脳が残っているミイラがあったことが判明しています。当時心の存在に気付いた人がいたということですね。

近年メンタルヘルス不調の方が増えていると感じます。そして職場で不調のサインを感じ取れずそのままにしておくと、最悪の事態を招くことがあることを最近学びました。

総務省の統計では、全自殺者は約 2 万人前後で推移し、1 割程度が勤務問題に区分されています。勤務問題を要因とする自殺には様々な原因があると思いますが、少なからず「メンタルヘルス」が関与していると考えられるようになりました。このメンタルヘルスの要因の事由のひとつとして、ハラスメントがあげられます。

職場のパワハラやセクハラ等の様々なハラスメントは、

働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。

また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じ、貴重な人材の損失、流出につながり、優秀な人材を失うという、企業として社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

最近はテレワークの導入が進み、直接会って言葉を交わすことが少なくなっている企業が多いと聞きます。職場の上司や人権担当者は、これまで以上に社員の心の状態に気を配る必要があるでしょう。働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等と仕事をしていく中で、関わる人たちがお互いに尊重し、ハラスメントのない職場環境の実現を目指していこうと決意を新たにした講演でした。



広報企画委員会 担当副会長 上田 治樹

新着「啓発ビデオ・DVD」
紹介

貴支部、貴事業所での人権研修に使える新着DVDを購入しましたので、是非ご活用ください。既に、これまでも紹介させていただいております「ビデオ・DVD」につきましては、当協議会のHPに掲載していますのでご覧ください。

貸出しは無料です

タイトル	企画意図・概要等	上映時間
日頃の言動から考える 職場のハラスメント (2021年)	職場において、日頃何気ない言動がハラスメントにつながる場合があります。誰もがハラスメントの被害者にも加害者にもなり得るのです。ハラスメントを防ぐには、どのようなことを意識すれば良いのでしょうか。職場で起こりがちなハラスメントやそのグレーゾーンについて、様々な事例をもとに考え方を解説し、ハラスメントが起こりにくい職場環境作りについて自分事として考えることができる教材です。	29分
いわれなき誹謗中傷との闘い スマイリーキクチと考える インターネットにおける人権 (2021年)	ネットでの誹謗中傷やデマが、たいへん大きな問題となっています。ネット上の誹謗中傷により、命まで落とす人もいますし、社会的にたいへん大きなダメージをうけることもあります。この作品では、根拠のない誹謗中傷により、20年以上にもわたって大きな被害を受け、現在にいたるまで誹謗中傷を受け続けながらも、誹謗中傷と闘い、乗り越えていく経験をお持ちのスマイリーキクチさんに出演いただき、ネットの誹謗中傷の現実と対策、そして人権的な課題について、実際の事例をもとに考えるものです。	20分
知りたいあなたのこと 視覚障がい者の生活・気持ち (2021年)	目が見えないということ、私たちはどこまで想像できているのでしょうか？視覚に障がいを持つ方々は、いろんな場面で危険や不安を感じながら生活を送っています。この作品では、3人の全盲の方と1人の弱視の方に取材しました。一体どんな場面で困っているのか、どんな配慮が求められているのか。今作は、視覚に障がいを持つ方々の話を通じて、私たちにできる配慮を共に考えてゆく内容です。	21分

※「啓発ビデオ・DVD」の貸出しを希望される方は、事務センターまでお電話ください (船場センタービル3号館303号室 ☎06-4705-6152)

これまでの行事と
今後の予定



5月17日	本部総会(ヴィアール大阪)
6月	就職差別撤廃月間・街頭キャンペーン(中止)
6月~7月	各区支部総会(順次開催)
6月21日	第1回人権啓発基礎講座(阿倍野区民センター)
6月 9日~10日	第47回部落解放・人権西日本夏期講座(オンライン)
7月22日	同和・人権問題啓発講座(管理職層)
7月27日	第2回人権啓発基礎講座(東成区民センター)
7月29日	多民族共生人権研究集会
8月 4日	新北区支部役員オリエンテーション(エルおおさか)
8月 4日	第1回本部幹事会(支部長含む)(エルおおさか)
8月 8日~26日	第1回人権啓発スキルアップ講座(オンライン)
8月22日~23日	第53回部落解放・人権夏期講座(高野山)
9月16日	経営層人権啓発講座(中央公会堂)
9月30日~10月31日	人権・同和問題企業啓発講座【第1部】(オンライン)
10月中旬	労務・人権啓発ブロック別講座(Cブロック)(中央区民センター)
10月25日	第2回本部幹事会(支部長含む)(大阪産業創造館)
11月 1日~11月30日	人権・同和問題企業啓発講座【第2部】(オンライン)
11月上旬	労務・人権啓発ブロック別講座(Aブロック)(北区民センター)
11月下旬	第2回人権啓発スキルアップ講座(場所未定)
11月15日~16日	部落解放研究第55回全国集会(米子市)

※太字は「大阪市企業人権推進協議会」主催及び受託事業

お問い合わせ:大阪市企業人権推進協議会・事務センター Tel.06-4705-6152

会費納入のお礼

今年度の会費を3月25日に請求をいたしましたところ、多数の会員事業所から、お振込みをいただきました。どうもありがとうございます。

なお、まだお振込みをいただいていない会員事業所様には7月中旬に会費請求書を再送付させていただく予定です。よろしくお願いいたします。

ただいま、会員募集中!

現在、当「市企業人権協」では、会員を募集しています。貴事業所の関連事業所やお知り合いの事業所をご紹介します。

当会には、市内の約2,600事業所が加入し、企業の立場から公正採用選考、人権啓発の充実や人権尊重の社会の実現をめざして様々な取り組みをしています。そしてその取り組みの“輪”を更に、大きなものとしていくため、ぜひご加入いただきますよう、よろしくお願いいたします。

入会の手続きは、大阪市企業人権推進協議会のホームページから出来ます。

ホームページ <http://www.oc-jinken.org>